

高 第 1016 号の 4
令和 3 年 5 月 11 日

高齢者福祉施設長
各 様
介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

緊急事態宣言の期間の延長及び支援の周知等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づき、5 月 11 日までを期間とする緊急事態宣言が発令されていましたが、今般、本宣言の期間が 5 月 31 日まで延長されました。

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の社会福祉施設関係部分の記載) について、今般の延長に伴う取扱いの変更はありませんので、引き続き、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施をお願いいたします。

現在、介護サービスの利用者に感染者が発生した場合にも、継続入所や自宅待機を余儀なくされるケースが生じています。こうした場合に介護サービスを継続する施設等への支援について、改めて下記のとおり周知させていただきますので、状況に応じた積極的な活用をお願いいたします。

記

1 感染者が発生した場合の初動体制確保支援の活用について

新型コロナウイルスの施設内での感染拡大を防止するためには、感染者（感染疑いの方や濃厚接触者を含みます。）が発生した場合の初動が重要です。

このため、本県では、施設内で感染者が発生した場合に、①県看護協会との連携により、施設等の依頼を受けて感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導等を行う事業や、②感染症対策の専門家の派遣による感染拡大防止の指導等を行う事業を実施していますので、健康福祉事務所（保健所）とも御相談いただきながら、まずは早い段階での本事業の積極的な活用をお願いいたします。

また、県看護協会では、事業所等での感染症対策について、不安や疑問点に対応する相談窓口を設置しています。感染管理認定看護師等の派遣後に新たな疑問や困りごとが生じた場合などを含め、気軽に問い合わせができる窓口となっていますので、積極的な活用をお願いいたします。

※相談窓口：090-1029-1741【専用番号】月・水・金（祝日・年末年始除く）の 13:00-16:00

2 感染者が継続入所、自宅待機となる場合の支援について

(1) 感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合の支援

新型コロナウイルスの感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合に当該感染者に対して訪問サービスを提供する事業所等に協力金を支給しています。

※協力金：訪問介護 3.8 万円/日、訪問看護 5.2 万円/日、居宅介護支援 4.3 万円/日

※詳細は**別添 1**概要及びイメージ図を参照ください。別途、医療が必要な場合の往診医師への支援事業**別紙 1**も実施しています。相互連携等が必要な場合もあり得ますので、併せて御承知おきください。

(2) 感染者が施設等に継続入所となる場合の支援

感染した入所者が継続入所となり、こうした入所者に対して適切な健康管理体制の確保を行う施設等（※）に対して必要な経費を支援します。

※支援単価：感染した入所者 1 名あたり 25 万円を上限

※活用が想定されるケースの事例イメージ

(例) 介護老人保健施設が系列の病院等から医師や看護師の応援を得るために必要な費用への支援

(例) 特別養護老人ホームが現在の配置医以外の医師に対しても健康管理を依頼する場合に生じる必要な費用への支援

(例) 感染者の健康管理のため、特別養護老人ホームが嘱託契約を締結している医師に対して、往診の頻度を高める依頼や、現在の契約で想定していない医療の提供を依頼する場合に必要な費用への支援

※詳細は**別添 2**概要を参照ください。医療が必要な場合の往診医師への支援事業は、施設類型等により支援の対象外となる場合がありますので、医師等の確保については、本支援も有効に活用いただきますようお願いいたします。

3 感染予防に関する動画について

県看護協会との連携の下、昨年 12 月末に作成・周知させていただいていた基本的な感染予防に関する知識や衛生資材の使い方等に関する動画について、内容を更新した上で、県内全介護保険施設に DVD を配布させていただくとともに、県 HP (URL: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>) に掲載させていただきましたので、施設・事業所における感染防止対策に御活用いただきますようお願いいたします。

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合も、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底を要請する。

③施設への支援

- 退院の際の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
 - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等
感染者1人あたり25万円
- 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合には、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いづれも場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
 - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 感染症患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修等の支援を行う。

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2945、2974

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp